

いじめ問題への対応チェックリスト

〈記入日〉 年 月 日 氏名

いじめの防止や事案対処等のために必要な要件

1 教職員集団に関わる要件

- ☐ 学校いじめ防止基本方針の内容について教職員の共通理解が図られている。
- ☐ 全ての教職員がいじめの定義を理解している。
- ☐ 日頃から、教職員が管理職に報告・連絡・相談しやすい環境となっている。
- ☐ 全ての教職員が「学校いじめ対策組織」の役割や構成員等を理解している。
- ☐ 「学校いじめ対策組織」の会議が定期的に行われている。
- ☐ 「学校いじめ対策組織」等が中心となり、計画的にいじめに係る校内研修を実施している。

2 いじめの早期発見のための要件

- ☐ 児童生徒にとっていじめを訴えやすい環境の中で、いじめの把握のためのアンケート調査が実施されている。
- ☐ いじめの把握のためのアンケート調査実施後に、いじめに関係する児童生徒に対する個人面談が確実に実施されている。
- ☐ 「けんか」や「ふざけ合い」などを含めていじめが疑われる場合に、複数の教職員が、背景にある事情の調査等を慎重に行い、組織的にいじめに当たるかどうかの判断を行うことを徹底している。

3 いじめの事案対処のための要件

- ☐ 教職員が把握したいじめを「学校いじめ対策組織」に迅速、かつ正確に報告できる体制となっている。
- ☐ いじめが発生した際に、「学校いじめ対策組織」が速やかに開催され、関係者間で情報を共有したり、対処プランを策定したりできる環境となっている。
- ☐ 「学校いじめ対策組織」が外部専門家や外部機関と適切に連携できている。
- ☐ 全ての教職員が事案対処の流れを理解している。
- ☐ 全ての教職員が解消の判断基準を理解している。

4 学校いじめ防止基本方針や「学校いじめ対策組織」に関わる要件

- ☐ 学校いじめ防止基本方針の内容を見直し、必要に応じて変更している。
- ☐ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組を、学校評価の評価項目に位置づけ、学校評価の結果を取組の改善に役立てている。
- ☐ 学校いじめ防止基本方針を児童生徒、保護者、地域住民等に確実に周知している。
- ☐ 「学校いじめ対策組織」がいじめの相談や通報を受ける窓口であることを、児童生徒、保護者、地域住民等に確実に周知している。